

平成27年度

第1回市川市交通対策審議会

日時:平成27年6月5日(金)15時～

場所:市役所3階 第5委員会室

会議次第

1. 自転車等駐車場における経営手法の見直し方針案について(諮問)
2. その他

市川市自転車等駐車場における経営手法の見直し方針案



道路交通部 交通計画課
経営改革室 経営改革課
(平成 27 年 5 月 16 日)

駐輪・駐車施設担当室



(はじめに)

市川市自転車等駐輪場（以下「市営駐輪場」といいます。）における経営手法の見直し方針について

市川市ではこれまで、歩行者等の通行の安全と防災活動の円滑化、駅周辺等の良好な環境の確保、自転車等の利用者の利便などを目的として、46箇所市の営駐輪場を整備、運営してきました。

しかし、近年、利用者のニーズや駐輪場を取り巻く社会情勢の変化などに伴い、様々な問題点が浮かんでまいりました。

また、今後は、社会保障関連経費の増加、老朽化している公共施設の改修、更新など多額の費用負担が見込まれており、財政健全化に向けた取り組みを引き続き講じていく必要があります。

そこで、市川市では平成27年度に市営自転車等駐輪場の経営手法の見直しを行なうこととしました。

今回、経営見直しにあたっての基本的な方針である

〔(1)民間活力の活用〕と〔(2)受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料〕について、駐輪場利用者のみならず、広く市民の意見を募集するために、パブリックコメントを実施します。

(目次)

1. 市営駐輪場の経緯	1
2. 市営駐輪場の現状	2
(1)市営駐輪場の整備状況（供給体制）	2
(2)市営駐輪場の利用状況（需要状況）	6
(3)市営駐輪場の収支（財政状況）	7
3. 経営手法の見直しの背景	8
(1)市営駐輪場を取り巻く環境の変化	8
(2)市営駐輪場における問題点	9
4. 経営手法見直しの方針	10
(1)民間活力の活用	11
(2)受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料	12
5. 経営手法見直しの今後の進め方	13

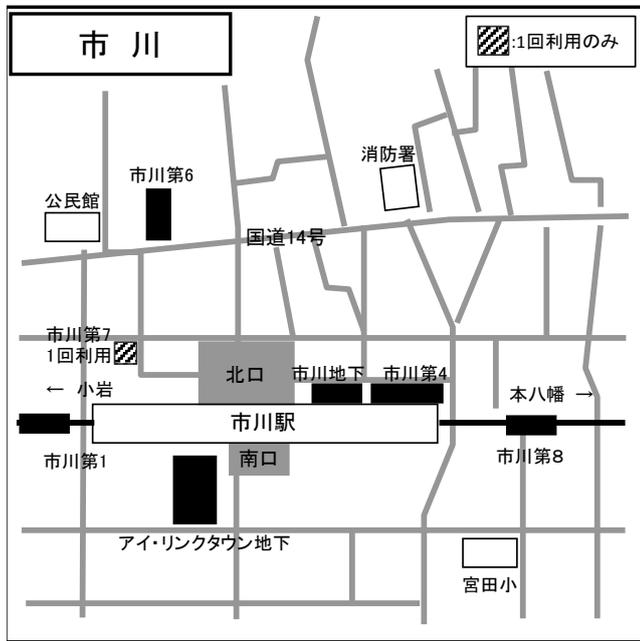
1. 市営駐輪場の経緯

- 昭和 48 年 駅周辺に集中する自転車の放置が首都圏全体で新たな都市問題として顕在化し、本格的な自転車対策について、国、地方公共団体を挙げて対応することとなりました。
- 昭和 56 年 「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(旧自転車法) が施行されました。
市川市においても「市川市環境美化条例」を施行し、
① 自転車整理区域の指定
② 放置自転車に対する措置
を制度化し、本格的な駅周辺自転車対策を開始しました。
- 平成 5 年 「市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行し、
① 市内主要 5 駅周辺に放置禁止区域を指定し、
② 自転車等駐車場の利用に係る整理事務及び移送保管に係る自転車等の返還事務について有料化(手数料)を導入しました。
- 平成 6 年 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律」(新自転車法) が改正施行されました。
- 平成 9 年 国の放置自転車台数調査において、行徳駅周辺放置自転車台数が全国ワースト 2 位(3,210 台)となりました。
- 平成 15 年 「市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例」を施行し、
① 自転車等駐車場を「公の施設」として位置付け、
② 自転車整理手数料(一律 1,000 円)を駐輪場施設使用料(公の施設の使用料)に変更しました。
(駐輪場の使用料: 定期利用月額(税抜き))
○第 1 種(地下駐輪場) 2,000 円
○第 2 種(駅から 100m 以下) 1,500 円
○第 3 種(駅から 100m 超 200m 以下) 1,000 円
○第 4 種(駅から 200m 超) 無料
- 平成 21 年 八幡第 10 駐輪場を設置しました。
- 平成 24 年 妙典第 1 駐輪場、妙典第 2 駐輪場を設置しました。
- 平成 27 年 再開発が進んでいる本八幡 A 地区に地下駐輪場を開設します。
(平成 27 年 10 月頃予定)

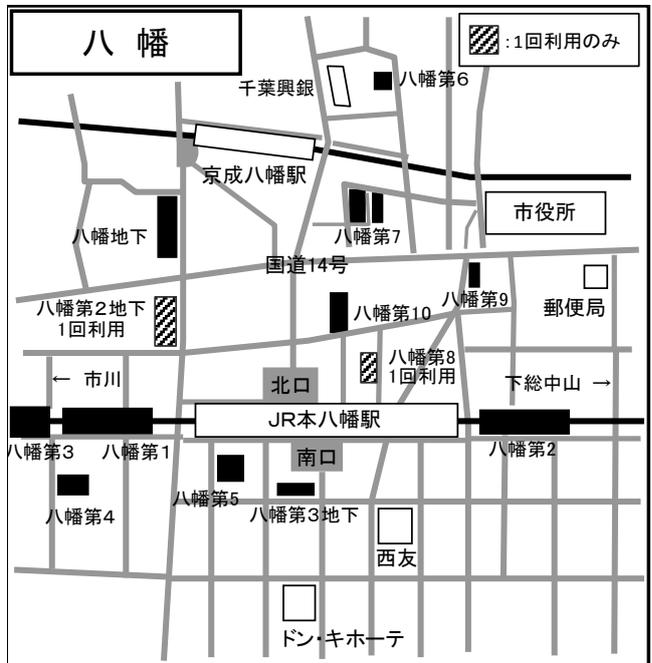
2. 市営駐輪場の現状

(1) 市営駐輪場の整備状況（供給体制）

現在、市営の自転車等駐輪場は市内の12駅、3バス停に計46施設、37,910台分が整備されています。



市川地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	無料			
第4	1,080円	—	—	—
第6	1,080円	100円	2,160円	210円
第7	—	時間貸し	—	—
第8	無料			
地下	1階	2,160円	—	—
	2階	—	100円	—
アイ・リンクタウン地下	2,160円	—	—	—



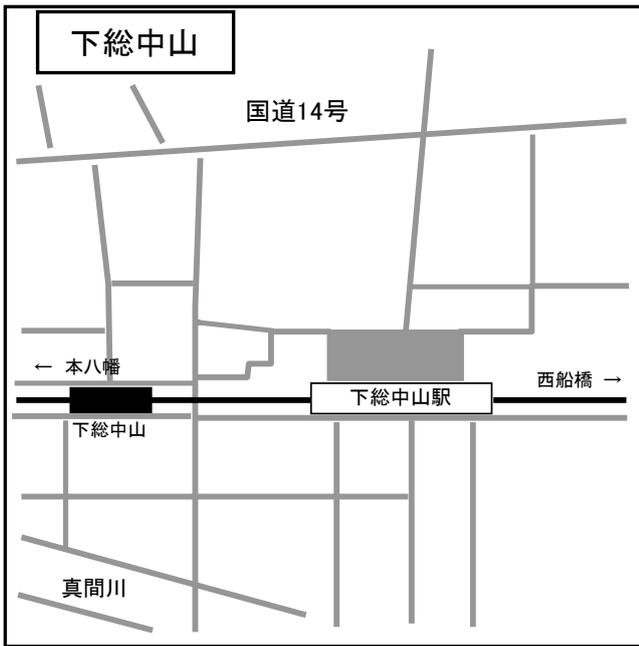
八幡地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,080円	100円	—	—
第2	1,080円	—	—	—
第3	無料			
第4	無料			
第5	1,080円	100円+時間貸し	2,160円	210円
第6	1,080円	—	—	—
第7	1,080円	—	—	—
第8	—	100円	—	210円
第9	1,080円	—	2,160円	—
第10	1,080円	時間貸し	—	—
地下	2,160円	土日祝100円	—	—
第2地下	—	100円	—	—
第3地下	2,160円	—	—	—

※時間貸し：2時間まで無料 その後2時間毎に100円

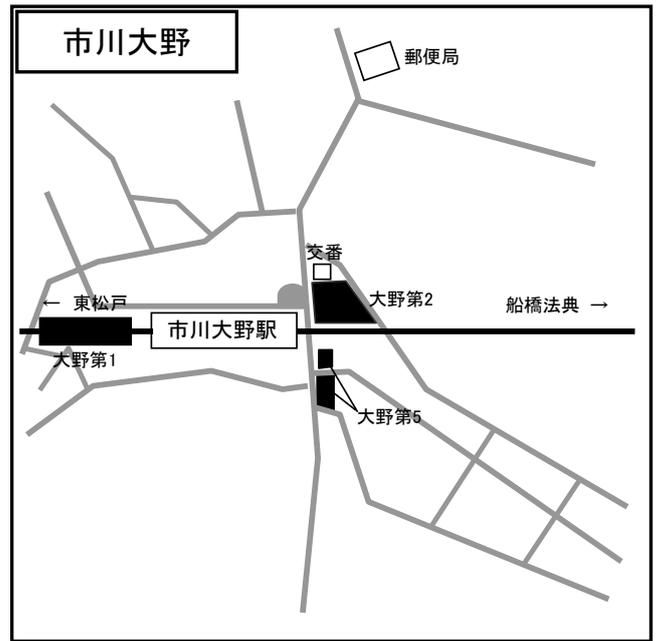
※一部の一回利用を除き、高校生以下は半額です。

※八幡第4駐輪場は「無料登録制」ですが、その他の無料駐輪場については使用申請の必要はありません。

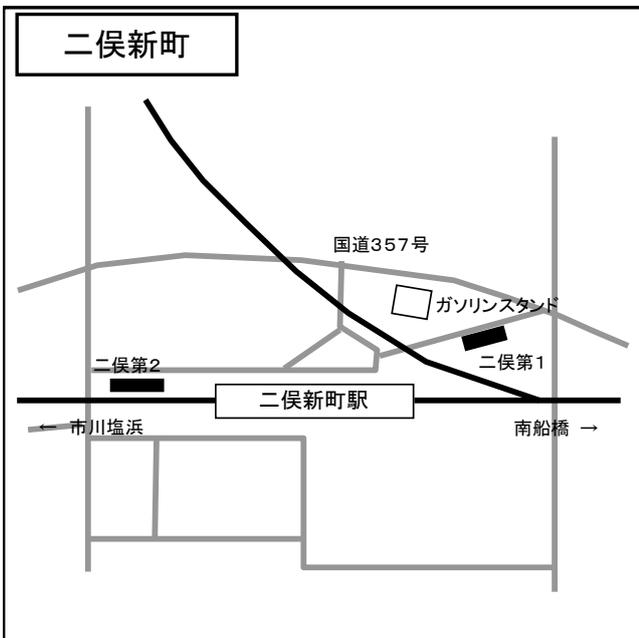
※地下駐輪場、八幡第4駐輪場以外は、24時間利用できます。



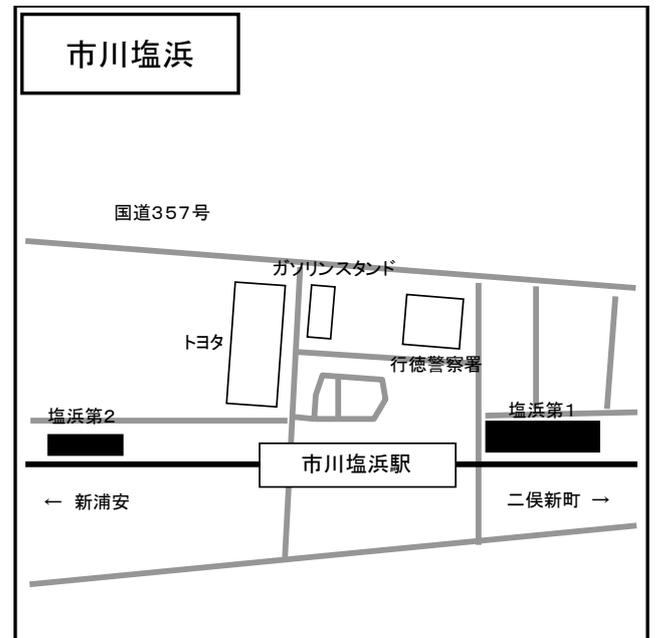
中山 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
下総中山	1,080円	100円	—	—



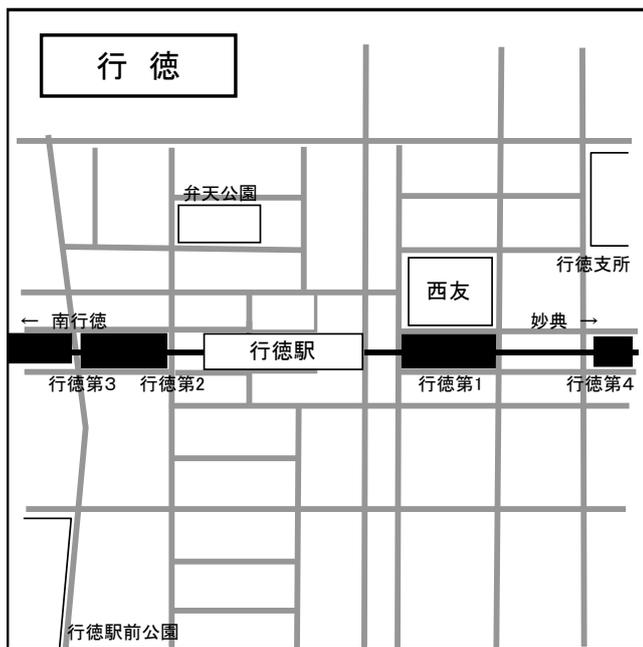
大野 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,080円	100円	2,160円	210円
第2	1,620円	100円	—	—
第5	1,620円	—	—	—



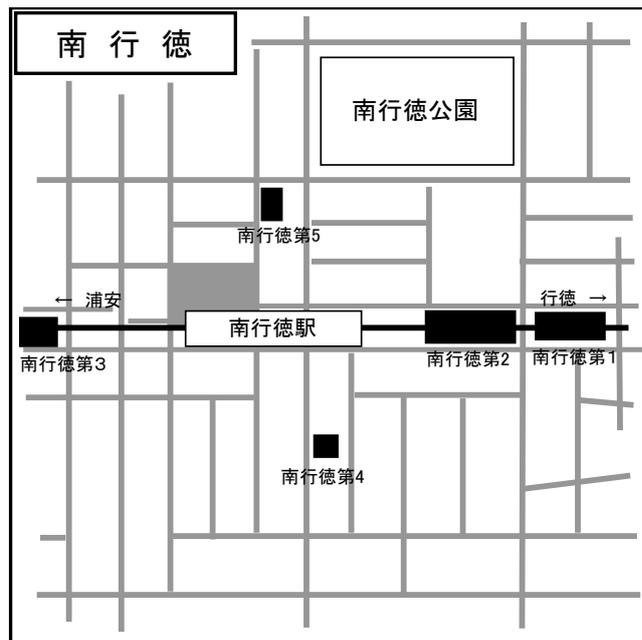
二俣 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	無料			
第2	無料			



塩浜 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,080円	100円	—	—
第2	無料			



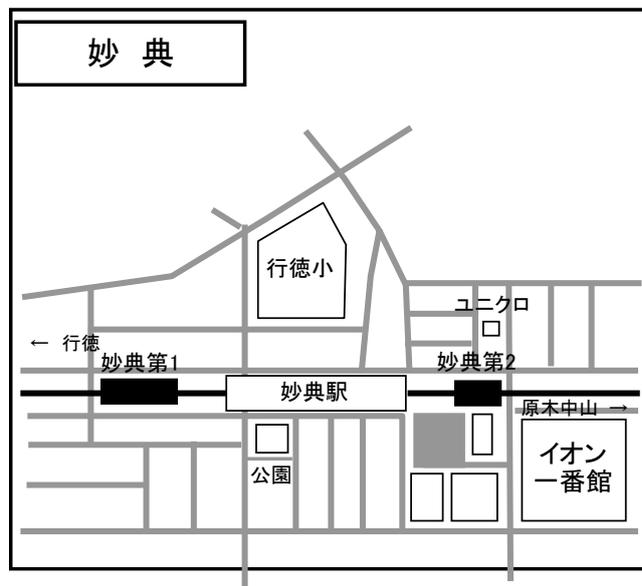
行徳地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,080円	100円	—	—
第2	1,080円	100円	—	—
第3	無料			
第4	無料			



南行徳地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	無料			
第2	1,080円	100円	—	—
第3	無料			
第4	1,080円	100円	—	—
第5	1,080円	100円	2,160円	210円



原木地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
原木中山	無料			



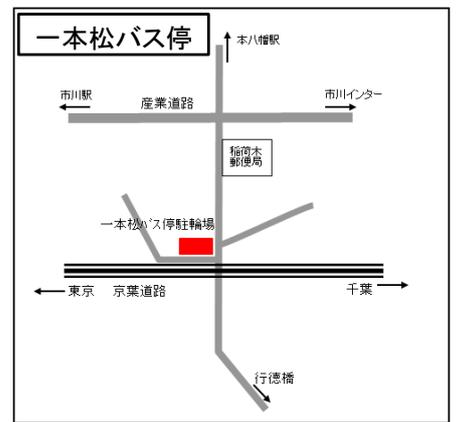
妙典地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,080円	100円	2,160円	210円
第2	1,080円	100円	2,160円	210円



国府台 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	無料			
第2	無料			



北国分 地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
北国分	無料			



バス停	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
国分高校	無料			

国分バス	無料			
------	----	--	--	--

一本松	無料			
-----	----	--	--	--

(2) 市営駐輪場の利用状況（需要状況）

※平成 25 年度実績のため、消費税率は 5%となります。

○〔定期利用〕の駐輪場は平成 25 年度中に 25,799 件の申込みがありました。

種別		件数	使用料金額 (定期利用)
一 般	第一種 (2,100 円)	3,425 件	67,785,900 円
	第二種 (1,570 円)	657 件	10,262,640 円
	第三種 (1,050 円)	18,338 件	189,799,530 円
	原 付 (2,100 円)	614 件	11,847,150 円
高校生以下	第一種 (1,080 円)	612 件	6,701,100 円
	第二種 (780 円)	69 件	603,970 円
	第三種 (520 円)	2,082 件	11,826,620 円
	原 付 (1,050 円)	2 件	16,800 円
合 計		25,799 件	298,843,710 円

- ・定期の使用料金額は、1 月あたりの一般料金となっています。使用月より年度末(3 月)までの一括納付になります。
- ・高校生以下は半額です。納付金額に 10 円未満の端数が生じたときは端数を切り捨てます。

○〔一回利用〕の駐輪場は平成 25 年度中に下表のとおり利用がありました。

種別		件数	使用料金額 (一回利用)
一回券	自転車 一般 (100 円)	1,000,440 台	100,044,000 円
	高校生以下(50 円)	100,556 台	5,027,800 円
	原 付 一般 (210 円)	39,215 台	8,235,150 円
回数券	自転車 一般 (1,000 円)	21,484 冊	21,484,000 円
	高校生以下(500 円)	1,483 冊	741,500 円
	原 付 一般 (2,100 円)	709 冊	1,488,900 円
時間貸し		—	40,953,810 円
合 計		—	177,975,160 円

- ・一回利用とは、使用 1 回限り 24 時間以内の金額です。24 時間を超えて駐輪すると 24 時間ごとに一回の料金が加算されます。
- ・回数券の購入につきましては、「一回利用のできる駐輪場のみ」購入が可能となります。回数券を購入後、料金の払い戻しはできません。(但し、八幡第 5・第 8・第 10 駐輪場および市川第 7 駐輪場で精算機により精算する駐輪場においては、回数券及び高校生以下料金でのご利用はできません。)

○〔無料〕の駐輪場は 18 箇所あり、平成 25 年度中に一日平均で 25,663 台の利用がありました。

(3) 市営駐輪場の収支（財政状況）

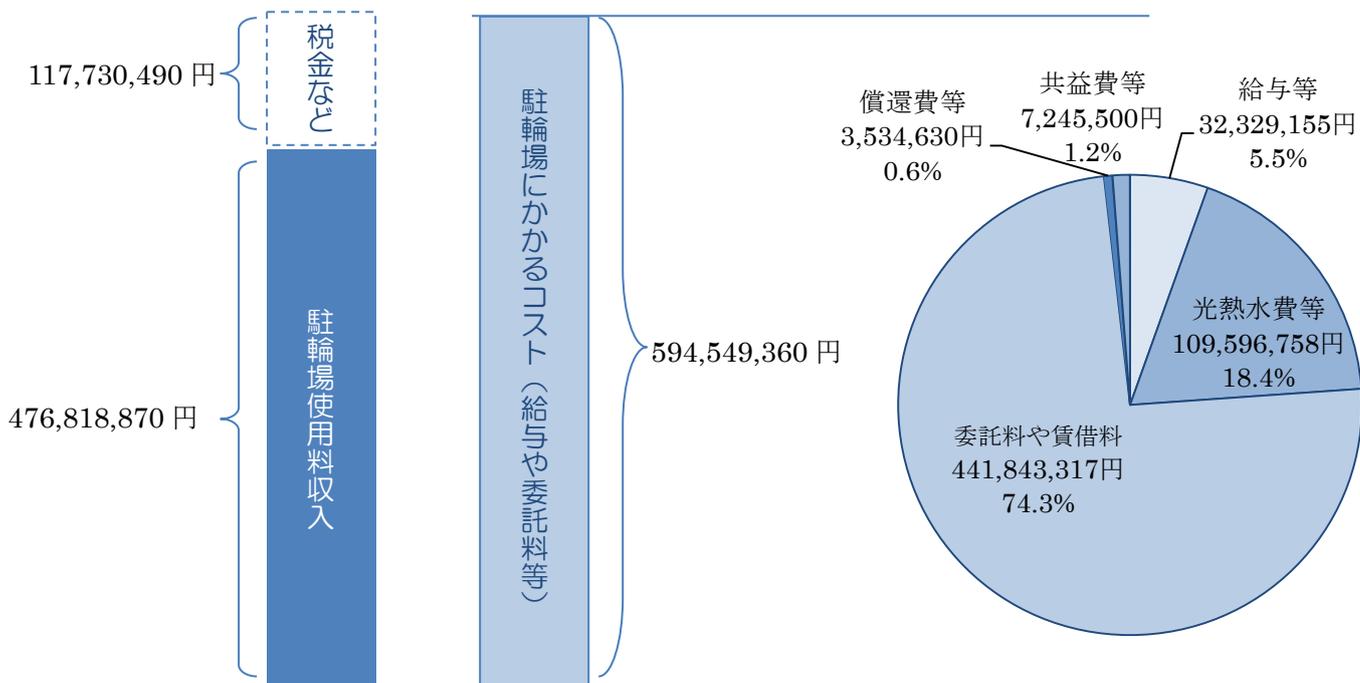
平成25年度行政コスト計算書では、市営駐輪場の総コスト5億9,454万9,360円に対し、収入は4億7,681万8,870円で、差引1億1,773万490円の収入不足となっております。不足額については、市民に納めていただいた税金などで補てんしています。

（駐輪場にかかるコスト）

職員給与や臨時職員賃金など	32,329,155 円
光熱水費や施設修繕料、減価償却費など	109,596,758 円
委託料や賃借料など	441,843,317 円
地方債の償還費など	3,534,630 円
地下駐輪場の共益費負担金など	7,245,500 円
合 計	594,549,360 円

（駐輪場使用料収入）

定期利用の使用料	298,843,710 円
一回利用の使用料	177,975,160 円
合 計	476,818,870 円



3. 経営手法の見直しの背景

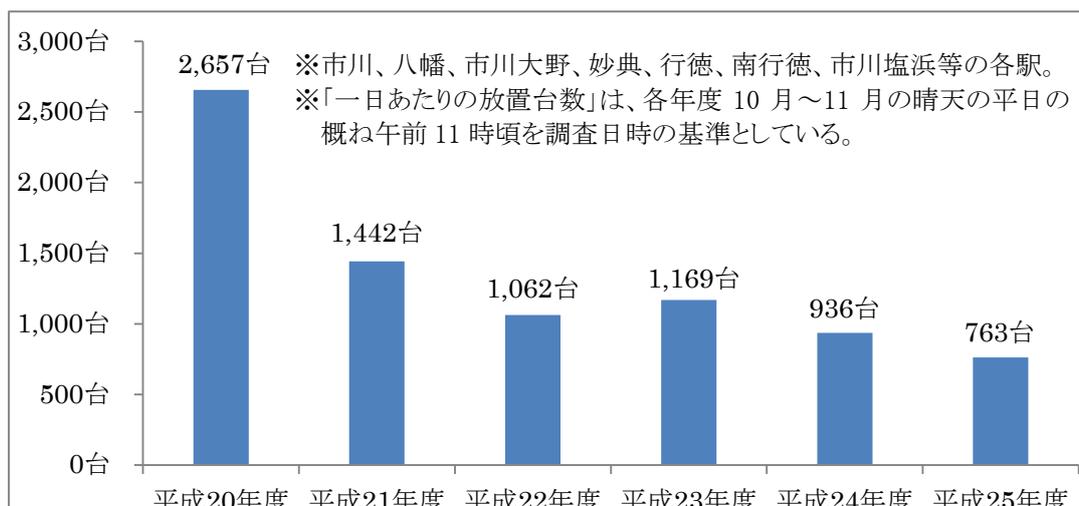
(1) 市営駐輪場を取り巻く環境の変化

昭和 56 年より市川市でも本格的な駅周辺自転車対策を開始してまいりましたが、30 年以上を経過した現在、自転車等駐輪場を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

① 放置自転車の減少

市営駐輪場の整備や駅前等の環境美化に対する市民意識の向上、指導や移送などの放置自転車対策等により、放置台数は減少傾向にあります。

(放置自転車の推移)



② 民間の駐輪場が増加

民間企業が経営する駐輪場が増えてきました。

(民間の駐輪場) ほとんどが 1 回利用や時間貸しで、定期利用のみの駐輪場は 6 箇所です。

市川	16 箇所	市川塩浜	2 箇所	国府台	0 箇所
八幡	9 箇所	行徳	4 箇所	北国分	0 箇所
下総中山	3 箇所	南行徳	3 箇所	バス停	0 箇所
市川大野	3 箇所	原木中山	6 箇所		
二俣新町	0 箇所	妙典	14 箇所		

③ 情報通信技術の進展

インターネット等による手続きの簡素化、IC カードの普及による支払い手段の多様化などが進んでいます。

④ 安全・安心対策

夜間等に女性一人でも安心して利用できる駐輪場が求められています。

⑤ 市民ニーズの多様化

3 人乗り自転車や電動アシスト付き自転車の駐輪、ライフスタイルや価値観にあわせたサービスの提供が求められています。

(2) 市営駐輪場における問題点

自転車等駐輪場を取り巻く環境が大きく変化していく中で、様々な問題点が浮かんでまいりました。

① 市民ニーズへの対応が不十分

社会やニーズの急速な変化に対して、柔軟で迅速な対応が出来ない場合があります。

② 駐輪場ごとの利用率に差

市営駐輪場ごとの応募倍率に差があり、また、利用率の低さから効率的な運営が図られていない施設があります。

(定期利用駐輪場ごとの応募倍率) (H26.12 現在)

	応募倍率
市川	
第 4	1.77 倍
第 6	1.00 倍
市川地下	0.84 倍
アインク地下	0.33 倍
八幡	
第 1	1.45 倍
第 2	1.30 倍
第 5	1.53 倍
第 6	1.24 倍
第 7	1.28 倍
第 9	1.27 倍
第 10	2.08 倍
八幡地下	1.28 倍
第 3 地下	1.05 倍
下総中山	
第 1	1.19 倍

	応募倍率
市川大野	
第 1	0.75 倍
第 2	1.41 倍
第 5	1.41 倍
市川塩浜	
第 1	0.41 倍
行徳	
第 1	0.40 倍
第 2	0.81 倍
南行徳	
第 2	1.10 倍
第 4	1.30 倍
第 5	1.63 倍
妙典	
第 1	0.74 倍
第 2	0.70 倍

③ 適正な受益者負担が図られていない

全てのコストが反映された使用料となっていません。

また、市営駐輪場の収支は 1 億円を超える収入不足となっています。

④ サービスの内容に応じた使用料となっていない

駐輪場使用料は距離と地上・地下の区分だけで定めており、屋根の有無や駐輪する階層などといったサービスの差が使用料に反映されていません。

4. 経営手法見直しの方針

自転車等駐輪場における変化及び課題を踏まえ、市川市では平成27年度に市営駐輪場の経営手法を見直すこととしました。

見直しにあたっての基本方針は次の2点です。

(基本方針)

(1) 民間活力の活用

市民ニーズに応じた〔駐輪場サービスの向上〕、〔柔軟かつ迅速な運営〕により〔利用率の向上〕を図るとともに、〔経費節減〕を実現する

(2) 受益者負担の適正化 と サービスに応じた使用料

駐輪場事業における〔受益者負担の適正化〕を図るとともに、〔サービスの内容に応じた使用料金体系〕とする

(1) 民間活力の活用

〔民間活力の活用の目的〕

- 民間がもつ創意工夫やノウハウを市民サービスの向上につなげます。
- 市民ニーズに対して柔軟で迅速な対応が可能な経営体制を確立します。
- これまで職員が行ってきた市営駐輪場募集等にかかる行政経費を削減します。

〔民間活力の活用を進めるにあたっての配慮事項〕

① 事業の継続性

現在利用している駐輪場については、市民サービスの低下とならないよう事業の継続性を重視します。

ただし、利用率の低い駐輪場等については、今後の利用状況に応じて施設ごとに収納台数や使用料金の見直しを行なう場合があります。

② 利用率の平準化

現在、市営駐輪場の一部には利用率の低い施設もあることから、市民のニーズに柔軟かつ迅速に対応することで利用率の平準化を図ります。

(2) 受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料

〔受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料の目的〕

- 駐輪場の運営等に要する経費は全て、受益者である駐輪場利用者の使用料で賄うようになります。
- 地上・地下及び距離で区分していた料金体系を、駐輪する場所ごとに階層や屋根の有無等、サービスに応じた料金体系に見直します。

〔受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料を進めるにあたっての配慮事項〕

① 無料駐輪場の有料化

これまで無料としてきた駐輪場につきましても、コストに応じた使用料を負担していただくこととなります。

② コストに応じた駐輪場使用料

市川市ではこれまで、駐輪場使用料に加え市民の税金も投入することで市営駐輪場を運営してまいりました。

今後は、受益者負担の適正化を目指し、駐輪場の運営や維持管理に要するコストを全て賄うことができる額を駐輪場使用料としていきます。

なお、これまでの利用料金に対して大幅な値上げとならないよう配慮いたします。

③ コストを適正に算定

これまで駐輪場における行政コストに市有地の価値を算入していませんでした。

今後は、「市有地は市民全体の財産」であることを考慮し、市有地価値を駐輪場使用料金に反映します。

④ サービスに応じた料金体系

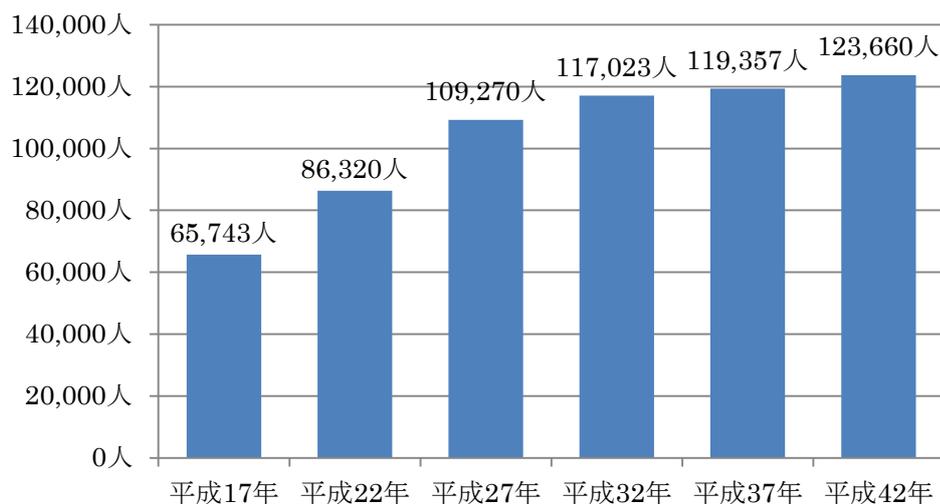
これまで駐輪場使用料は距離と地上・地下の区分だけで定めてきました。

今後は、距離のほか、駐輪する階層や屋根の有無などについても価格に反映させ、サービスの内容に応じた料金体系とし、利用者の選択肢の幅を広げます。

5. 経営手法見直しの今後の進め方

- 市営駐輪場の経営見直しの方針は、利用者のみならず、広く市民意見を反映させたものとしてまいります。
- 広く市民に情報提供を行い、サービスが停滞することないよう、スムーズな移行を目指します。
- 高齢者が地域社会の中で生きがいをもって安心して暮らしていくための施策は、今後、市川市においても高齢者人口の増加が見込まれている中で、重要な行政課題となっています。
市営駐輪場の経営手法を見直すにあたっては、これらの行政課題を解決する観点からも、市川市内に在住する高齢者の就労機会の確保について配慮することとします。

(参考：65歳以上人口の推計)



- 駐輪場の経営手法の見直しにあたっては、利用者の利便性ととも放置自転車対策についても配慮してまいります。

市川市行財政改革の取り組み

1. 行財政改革大綱（平成25年4月）

- (1) 目的 市川市総合計画の目標「安心して快適な活力あるまち」を実現するため強固な行財政基盤を確立する。
- (2) 基本方針
 - ①効率的な市民サービスの推進
 - ②財政健全化
 - ・歳入面では、市民サービスに対する負担の公平性確保に取り組む
 - ・歳出面では、経費節減に取り組む
 - ③最適な執行体制の確立

2. 行財政改革大綱アクションプラン（平成25年5月）

- (1) 施設の最適化
 - 経営手法の見直し
 - ・ 公の施設の経営効率化
⇒検討中の施設として、保育園、リハビリテーション病院、介護老人保健施設ゆうゆう、地方卸売市場
- (2) 歳入の確保
 - 受益と負担の適正化
 - ・ 使用料、手数料の見直し
⇒平成26年度に着手した施設として、公民館、スポーツ施設、斎場等の使用料、道路占用料

3. 市政戦略会議答申（平成26年4月）

【市政戦略会議】 行財政改革について調査審議を行う附属機関。
平成22年10月に設置。15名の委員により構成。

- 駐輪場に関する答申
 - ・ 無料施設の有料化と収支バランスの均衡
 - ・ 民間活力の積極的な活用

4. 市長施政方針（平成27年2月）

行財政改革として、新年度は介護老人保健施設ゆうゆうの民営化、保育園3園の民営化に取り組むとともに、市営駐輪場の経営手法の見直しを進める。

市川市使用料・手数料の見直しについて

公の施設の使用料について

<根拠法令>

□「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする 行政財産の使用又は公の施設の利用 につき使用料を徴収することができる」

(地方自治法第 225 条)

設置目的：住民の福祉の増進

<地方自治法逐条解説>

①使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきものである。

②一般の公共用財産は収益を目的とするものではないことから、必要経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきである。

使用料の額は、維持管理費等の必要経費を上限とする

自転車等駐車場の受益者負担について

区分	内容	具体的事例	負担率	
			受益者 (利用者)	公費 (市税等)
全面的に受益者負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス ・便益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス 	駐輪場 霊園 市場 下水道 市営住宅	100%	0%

受益者負担の施設別区分 受益者負担 0% (公園、図書館等)、25% (斎場・火葬炉)、50% (公民館、文化施設、体育館等)、75% (幼稚園、高齢者福祉住宅等)

使用料算定の算入経費の見直し

・サービスを提供するために必要な全ての経費を算入するため、フルコストを使用料算定に使用します。

維持管理費等(フルコスト)

区分	現行の算入経費
人の経費	職員人件費等
物の経費	需用費、役務費、委託料等
その他経費	減価償却費

+

新たに算入する経費
退職給付引当金繰入額
用地に係る経費（賃借料等）
公債費利子

市営駐輪場の経営手法の見直しについて

市営駐輪場の現状

●駐輪場の収容台数と土地所有者

(資料「1」のP2～P6)

・市営駐輪場数：46箇所

【内訳 市有地:13箇所、民有地:13箇所、鉄道所有地:20箇所】

※ 駅からの距離や、利用形態により6区分に分類している。

・収容台数：37,910台

【内訳 定期:20,574台、無料:11,670台、1回・時間利用:5,666台】

表：土地所有者別の駐輪場分類

土地所有	駐輪場数	収容台数
市有地	13箇所	9,030台
民有地	13箇所	5,600台
鉄道事業者	20箇所	23,280台
合計	46箇所	37,910台

●収支状況(資料「1」のP2～P6)

・駐輪場全体の収支：**117,730,490円の赤字**※

収益 476,818,870円

支出 594,549,360円

差引額 △117,730,490円

赤字収支の主な原因

- ・無料駐輪場
【無料駐輪場コスト:106,736,828円】※

現在の課題

●市民要望への対応(資料「1」のP8～P9)

・利用者のニーズが多様化しており、迅速な対応が求められている。

- ※ 定期申込の簡素化。
- ※ 大型自転車(3人乗り・電動自転車)への対応。
- ※ バイク(原付以外)への対応など。

民間の創意工夫・ノウハウを活用する。

●駐輪場の利用率

- ・定員割れの駐輪場が収支を圧迫している。
- ・申込が2倍近くに達している駐輪場がある。
- ・無料駐輪場への入庫で順番待ちが生じている。

駐輪場ごとの利用率を平準化する。

●サービスと価格のバランス

・サービス内容が利用料金に反映されていない。

※ 例:階や屋根など。

サービスと価格に応じた利用料金にする。

民間活力の活用

(資料「1」のP10～P11)

●市民サービスの向上

・駐輪場の管理・運営を民間の柔軟で迅速な経営に委ね、利用者要望へのレスポンス向上が見込める。

●行政経費の削減

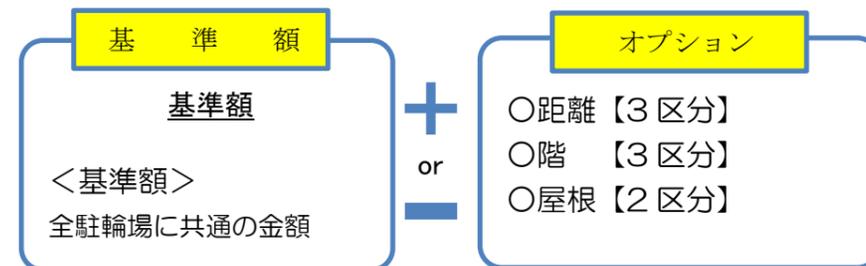
・市職員が担当している受付や問い合わせ対応を民間事業者へ移譲することで、行政経費の削減が見込める。

受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料

●適正な価格設定

- ・受益者負担の適正化
- ・コストに応じた駐輪場使用料
- ・コストを適正に算定
- ・サービスに応じた料金体系

参考：新料金(定期)の試案



※ 平成25年度行政コスト計算書から引用した額。